# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、予防接種に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

### 評価実施機関名

広島県三次市

### 公表日

令和5年8月21日

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ 3. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)予防接種ファイル (2)宛:	名ファイル (3)宛名履歴ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第1 第10項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月3 1日法律第27号)第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)第16の2項,第16の3項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2 (別表第2における情報照会の根拠)第16の2項,第16の3項:第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(17,18,19の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
】 】請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
HH-11-70	旅術

三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係) 電話:0824-62-6232

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上50万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か			5年8月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	5年8月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(ヤ	情報提供ネットワークシステムを	を通じた入手を除	<。)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワークシス	ステムを通じた提供						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]接	続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・ジ	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	各発							
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I -8	(広島県三次市十日市東三丁目14番25号) 福祉保健部健康推進課(健康食育推進係)	(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係)	事前	
平成27年4月28日	表紙一公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年5月27日	Ⅱ -1	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月27日	Ⅱ-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙一公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ -1	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ-1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ-2	500人未満	500人以上	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ-2	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	I -3		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I -4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):なし(予防接種業務に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「予防接種法による給付の支給又は実	に関する事務であって主務省令で定めるもの」 あるいは「予防接種法による給付の支給又は実 費の徴収に関する事務であって主務省令で定	事前	
平成29年5月31日	表紙一公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙一公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I -5-2	牧原 英敏	課長	事後	
平成30年10月23日	Ⅱ -1	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年10月23日	II -2	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年11月2日	II -2	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月28日	表紙一公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I -7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	I -1-2		⑤予防接種クーポン券の作成・出力	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ -1	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ-2	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	IV — 1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV−2		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IA-3		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV - 4		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-5		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-6		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV - 7		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IA-8		[O]自己点検 [O]内部監査	事後	
令和1年6月28日	IN-8		特に力を入れて行っている	事後	
令和2年7月31日	I -7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ -1	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ-2	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙一公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ -1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ-2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I -1-②	ための番号の利用等に関する法律(平成25年	三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号) 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以 下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行 う。	事後	
令和3年11月26日	I -1-3	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ	1. 健康管理システム(予防接種) 2. 中間サーバ 3. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年11月26日	I -3	省令で定める事務を定める命令(平成二十六年)九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年11月26日	I-4-2	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2 5年5月31日法律第27号)第19条第7号 別 表第2	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2 5年5月31日法律第27号)第19条第8号 別 表第2	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ —1	令和3年6月1日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和3年11月26日	II -2	令和3年6月1日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和3年11月26日	表紙一公表日	令和3年7月2日	令和3年11月26日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月18日	表紙一公表日	令和3年11月26日	令和4年1月18日	事後	
令和4年1月18日	I -1-②	三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	三次市は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種対象者台帳の作成・出力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤予防接種クーポン券の作成・出力 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種寿の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和4年1月18日	I -3	5年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第1 0項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成二十六年 九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第1第10項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和4年3月31日	表紙一公表日	令和4年1月18日	令和4年3月31日	事後	
令和4年3月31日	I -4-2	(別表第2における情報提供の根拠)第16の2 項 (別表第2における情報照会の根拠)	(別表第2における情報提供の根拠)第16の2 項, 第16の3項 (別表第2における情報照会の根拠)第16の2 項, 第16の3項	事後	
令和4年7月6日	表紙一公表日	令和4年3月31日	令和4年7月6日	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ -1	令和3年11月26日時点	令和4年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月6日	Ⅱ-2	令和3年11月26日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ -1	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ-2	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	表紙一公表日	令和4年7月6日	令和5年8月21日	事後	